

(第1条関係)寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
～略～			～略～		
(制定附則)			(制定附則)		
附 則			附 則		
～略～			～略～		
(他の法令による給付との調整)			(他の法令による給付との調整)		
第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。			第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。		
傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)	0.75	傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち	0.75
				障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定	0.75		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定	0.75

する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89
厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）	0.73
及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	
障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基	0.86

する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この表及び次項の表において「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基	0.86

	礎年金が支給される場合を除く。)			礎年金が支給される場合を除く。)	
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。))又は障害厚生年金	0.88		障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。))若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。))が支給される場合を除く。)	0.88
障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74	障害補償年金	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の____障害年金	0.74		旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法の障害年金	0.89		旧国民年金法による障害年金	0.89
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73		障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83		障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金	0.88		障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共	0.88

					済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80	遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(以下単に「遺族厚生年金」という。)	0.80		厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表において「遺族厚生年金等」という。)	0.80
	及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)			及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表において「遺族基礎年金」という。)	
	遺族厚生年金(当該	0.84		遺族厚生年金等(当該	0.84

補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	
遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金	0.88
が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	

補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	
遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じて、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

旧船員保険法の 障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の 障害年金	0.75
旧国民年金法の 障害年金	0.89
障害厚生年金 及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金 (当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を	0.86

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じて、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を	0.86

除く。)		除く。)	
障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金	0.88	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
が支給される場合を除く。)			

(第2条関係)寒川町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案						
<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>～略～</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第3条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡についての表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>	<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>～略～</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第3条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡についての表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>傷病補償年金</td> <td>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規</td> <td>0.73</td> </tr> </table>	傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規	0.73	<table border="1"> <tr> <td>1 傷病補償年金</td> <td>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)によ</td> <td>0.73</td> </tr> </table>	1 傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)によ	0.73
傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規	0.73					
1 傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)によ	0.73					

			する公 務上の 災害に 係るも のを除 く。)	
			4 障害 補償年 金（第1 8条の2 に規定 する公 務上の 災害に 係るも のに限 る。)	障害厚生年金等及び障 害基礎年金 0.82（第1 級又は第2 級の障害 等級に該 当する障 害に係る 障害補償 年金にあ っては、 0.81)
	(加える)			
遺族補 償年金	厚生年金保険法の規定 による遺族厚生年金	0.80	5 遺族 補償年 金（第1 8条の2 に規定 する公 務上の 災害に 係るも のを除 く。)	厚生年金保険法による 遺族厚生年金又 は平成24年一元化法附 則第41条第1項の規定 による遺族共済年金若 しくは平成24年一元化 法附則第65条第1項の 規定による遺族共済年 金（以下この表及び次 項の表において「遺族 厚生年金等」という。） 及び国民年金法による 遺族基礎年金 （国民年金法等の一部 を改正する法律（昭和 60年法律第34号。以下 「国民年金等改正法」 という。）附則第28条第 1項の規定による 遺族基礎年金を除 く。以下この表及び次 項の表において「遺族 基礎年金」という。）
	及び国民年金法の規定 による遺族基礎年金 （国民年金法等の一部 を改正する法律（昭和 60年法律第34号。以下 「国民年金等改正法」 という。）附則第28条第 1項の規定により支給 する遺族基礎年金を除 く。以下同じ 。)			
			6 遺族 補償年 金	遺族厚生年金等及び遺 族基礎年金 0.87

(加える)

金（第1		
8条の2		
に規定		
する公		
務上の		
災害に		
係るも		
のに限		
る。）		

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152	0.88

1 傷病補償年金	1 障害厚生年金等	0.86
金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則	0.88

	号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) 又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。)の規定による障害共済年金 が支給される場合を除く。)		く。)	第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	
(加える)			2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等 2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90) 0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.

							91)
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83	3	障害補償年金（第8条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1	障害厚生年金等	0.83
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88			2	障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
(加える)			4	障害補償年金（第8条の2に規定する公務上の災害に係るものに限り、当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	1	障害厚生年金等	0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88）
					2	障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91）
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84	5	遺族補償年金（第8条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1	遺族厚生年金等	0.84
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金	0.88			2	遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定す	0.88

額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償_____の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される_____場合に於ては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償_____の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2がである場合に於ては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下_____「旧船員保険法の規定による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下_____「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下_____「旧国民年金法の規定による障害年金」という。)	0.89

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法_____による障害年金」という。)	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法_____による障害年金」という。)	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法_____による障害年金」という。)	0.89
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金)

(加える)

			のに限 る。)		にあっ ては、0 .82)
				2 旧厚生年金保険法に よる障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
				3 旧国民年金法による 障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)
障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74		3 障害補償年金(第12条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 旧船員保険法による障害年金 0.74
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74			2 旧厚生年金保険法による障害年金 0.74
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89			3 旧国民年金法による障害年金 0.89
				4 障害補償年金	1 旧船員保険法による障害年金 0.83 (第1級

(加える)

金（第1	の障害
8条の2	等級に
に規定	該当す
する公	る障害
務上の	に係る
災害に	障害補
係るも	償年金
のに限	にあっ
る。）	ては0.
	81、第2
	級の障
	害等級
	に該当
	する障
	害に係
	る障害
	補償年
	金にあ
	っては
	0.82)
2 旧厚生年金保険法に	0.83 (
よる障害年金	第1級
	の障害
	等級に
	該当す
	る障害
	に係る
	障害補
	償年金
	にあっ
	ては0.
	81、第2
	級の障
	害等級
	に該当
	する障
	害に係
	る障害
	補償年
	金にあ
	っては
	0.82)

遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
(加える)		

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由

	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.92)
5 遺族補償年金	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由

_____について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる_____年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1)・(2) (略)

- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の二が支給される_____場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

(加える)

- 6 休業補償を受ける権利を有する者が同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる

となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1)・(2) (略)

- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付_____の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条_____の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる_____率を乗じて得た額(その額が当該_____休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

- 6 休業補償を受ける権利を有する者が同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条_____の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる

<p>____法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。</p>	<p>当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該____休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。</p>												
<table border="1"> <tr> <td>旧船員保険法<u>の規定</u>による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧厚生年金保険法<u>の規定</u>による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧国民年金法<u>の規定</u>による障害年金</td> <td>0.89</td> </tr> </table>	旧船員保険法 <u>の規定</u> による障害年金	0.75	旧厚生年金保険法 <u>の規定</u> による障害年金	0.75	旧国民年金法 <u>の規定</u> による障害年金	0.89	<table border="1"> <tr> <td>旧船員保険法____による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧厚生年金保険法____による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧国民年金法____による障害年金</td> <td>0.89</td> </tr> </table>	旧船員保険法____による障害年金	0.75	旧厚生年金保険法____による障害年金	0.75	旧国民年金法____による障害年金	0.89
旧船員保険法 <u>の規定</u> による障害年金	0.75												
旧厚生年金保険法 <u>の規定</u> による障害年金	0.75												
旧国民年金法 <u>の規定</u> による障害年金	0.89												
旧船員保険法____による障害年金	0.75												
旧厚生年金保険法____による障害年金	0.75												
旧国民年金法____による障害年金	0.89												
7 (略)	7 (略)												
～略～	～略～												

(第3条関係)寒川町職員の再任用に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(制定附則) 附 則	(制定附則) 附 則
1 (略)	1 (略)
(特定消防職員への適用期日)	(特定消防職員への適用期日)
2 <u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第25条の2第1項第1号</u> に規定する特定警察職員等(附則第4項において「特定消防職員」という。)である者について、地方公務員法等の一部を改正する法律附則第5条に規定する条例で定める日は、平成19年4月1日とする。	2 <u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号</u> ____に規定する特定警察職員等(附則第4項において「特定消防職員」という。)である者について、地方公務員法等の一部を改正する法律附則第5条に規定する条例で定める日は、平成19年4月1日とする。
～略～	～略～

(改正附則)

	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。 (寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新非常勤職員条例」という。)附則第5条の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。</p> <p>3 改正前の寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「旧非常勤職員条例」という。)附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新非常勤職員条例の適用を受ける者に支給された旧非常勤職員条例の規定に基づく年金たる補償及び休業補償は、新非常勤職員条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。</p> <p>4 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正す</p>
--	--

る法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による

	<p><u>障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新非常勤職員条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>5 <u>この条例による改正後の寒川町消防団員等公務災害補償条例（以下「新消防団員等条例」という。）附則第3条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。</u></p> <p>6 <u>改正前の寒川町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧消防団員等条例」という。）附則第3条の規定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に新消防団員等条例の適用を受ける者に支給された旧消防団員等条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新消防団員等条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。</u></p>
--	--